

処 分 基 準

基準の名称	行政処分基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
火薬類取締法	0 8	製造、販売業者の許可の取消	
基 準 の 内 容			

行政処分基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、火薬類製造業者、火薬類販売業者及び消費者の火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号。以下「法」という。）の規定の違反に対する行政処分の基準について定めるものとする。

2 この基準は、法の規定に関する違反事実のうち、火薬類の盗難に密接に関連する事項を限定列挙し、厳しく対処するための標準的基準を定めるものとする。

3 この基準は、製造業者及び販売業者にあつては過去2年以内に行われた違反、消費者にあつては消費許可に係る期間内に行われた違反を対象とし、違反の内容、同一規定について再度違反を行った場合等その情状に応じ段階的に厳しい行政処分を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 この基準は、処分の標準的基準を定めたものであるもので、特に悪質な事例又は特に情状を考慮すべき事例等については、実情に応じて措置を行うものとする。

2 この基準について、次のとおり定め、これに基づいて行政処分の措置をとるものとする。

(1) 火薬類製造業者の場合

違 反 条 項 号	内 容	措 置
規 5 1 27	見張をつける等盗難防止の措置違反	1 法第9条第3項に基づく改善命令、法第45条第1号に基づく当該工室の一時停止命令（期間は7日程度）及び注意書の交付 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第45条第1号に基づく当該製造所の全製造施設の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度本規定の違反を行った場合には、法第45条第1号の規定に基づく当該製造所の全製造施設の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 4 2の処分を受けた者が、その後、再度本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法

			第44条第1号の規定に基づく当該製造所の製造事業の一時停止命令（期間は1ヶ月以上6ヶ月以内） 5 3の処分を受けた者が、その後、本規定の違反を行った場合には、法第45条第2号規定に基づく当該製造所の製造の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内） 6 4の処分を受けた者が、その後、本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第44条第1号の規定に基づく当該製造所の製造営業許可の取消
法41 1 法17 5	帳簿の記載違反（製造業者としての帳簿及び当該製造所の占有する火薬庫） 譲受人の確認違反		1 譲受人の確認又は帳簿記載（虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。）の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）
法46 1 2	盗難事故の報告違反（製造所及び当該製造所の占有する火薬庫）		1 法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）
規21 1 14 規24 3 4 5 6 15 16 (第24条の2から第28条までに規定する火薬類についても、同様の内容の規定)	警鳴装置の点検、作動維持義務違反 火薬庫の構造違反 扉の基準違反 窓の基準違反 通気孔の金網、鉄棒違反 屋根の金網違反 警報装置設置違反		1 法第14条第2項の規定に基づく当該火薬庫の基準適合命令（規則第21条第1項第14号の違反については、法第11条第3項の規定を適用）及び注意者の交付 2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第45条第1号の規定に基づく当該製造所の占有する火薬庫の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合又はいずれかの規定の違反を3つ以上行った場合には、法第45条第1号の規定に基づく当該製造所の占有する火薬庫の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 4 2又は3の処分を受けた者が、その後、同一規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内） 5 4の処分を受けた者が、その後、同一規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第44条第1号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令（期間は1ヶ月以上6ヶ月以内）
法27 1	無許可廃棄違反（製造所の危険区域外で行う場合に限る。） 保安教育の未実施違反（実施しなかった場合に限る。）		1 法第44条第2号又は第3号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令（期間は1ヶ月程度）及び厳重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、同一規定の

	製造施設及び火薬庫（当該製造所の占有する火薬庫）の定期自主検査の未実施（実施しなかった場合に限る。）	違反を行った場合には、法第44条第2号又は第3号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令（期間は1ヶ月以上6ヶ月以内）
--	--	---

（２）火薬類販売業者の場合

違反条項号	内 容	措 置
法17 5 法41 1	譲受人の確認違反 帳簿の記載違反（販売業者及び当該販売業者に占有する火薬庫）	1 譲受人の確認又は帳簿の記載（虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。）の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び嚴重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）
法46 1 2	盗難事故の報告違反（当該販売業者の占有する火薬庫及び庫外貯蔵所）	1 法第45条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）
法11 1	貯蔵場所違反	1 法第45条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日程度）及び嚴重警告 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合又は1の処分を受けた者が、その後、再度本規定に違反した場合には、法第44条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令（期間は1ヶ月程度）
規16 3又は4	庫外貯蔵所の構造及び設備のうち、特に盗難防止に係る事項及び帳簿の記載違反（虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。）	1 法第11条第3項の規定に基づく当該庫外貯蔵所の基準適合命令及び注意書の交付 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、当該庫外貯蔵所の指示の取消及び法第45条第2号の規定に基づく当該庫外貯蔵所を有する販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日程度）
規21 1 14 規24 3 4 5 6 15 16 (第24条の2	警鳴装置の点検、作動維持義務違反 火薬庫の構造違反 扉の基準違反 窓の基準違反 通気孔の金網、鉄棒違反 屋根の金網違反 警鳴装置設置違反	1 法第14条第2項の規定に基づく当該火薬庫の基準適合命令（規則第21条第1項第14条の違反については、法第11条第3項の規定を適用）及び注意書の交付 2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第45条第1号の規定に基づく当該販売業者の占有する火薬庫の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び嚴重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第45条第1号

から第28条までに規定する火薬類についても、同様の内容の規定)		の規定に基づく当該販売業者の占有する火薬庫の一時使用停止命令（期間は7日程度とし、その間に総点検を実施）及び厳重警告 4 2又は3の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内） 5 4の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の範囲が原因となって盗難された場合には、法第44条第1号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令（期間は1ヶ月以上6ヶ月以内）
法27 1 法29 3 法35の2 1	無許可廃棄違反 保安教育の未実施違反（実施しなかった場合に限る。） 火薬庫（当該販売業者の占有する火薬庫）の定期自主検査の未実施（実施しなかった場合に限る。）	1 法第44条第2号又は第3号の規定に基づく当該販売事業者の販売事業の停止命令（期間は1ヶ月程度）及び厳重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第44条第2号又は3号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令（期間は1ヶ月以上6ヶ月以内）

（3）消費者の場合（発破以外の消費における基準違反についても、本処分に準じて処分を行うこと。）

違反条項号	内 容	措 置
法17 1 法25 1	無許可譲渡又は譲受 無許可消費	1 法第17条第3項及び第25条第3項の規定に基づく当該消費場所に係る譲受及び譲渡許可並びに消費許可の取り消し
法46 1 2	盗難事故の報告違反（当該消費者の占有する火薬庫、庫外貯蔵所及び消費場所）	1 法第45条第2号の規定に基づく当該消費場所の消費の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）及び厳重警告 2 消費許可の期間が経過したのちに発見された場合には、火薬類対策推進地方会議において、厳しい処分を検討すること。
法11 1 法41 1	貯蔵場所違反 火薬庫の帳簿の記載違反（虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。）	1 法第45条第2号の規定に基づく当該貯蔵に係る火薬類が消費される消費場所の消費の一時禁止命令（期間は7日程度）及び厳重警告 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合又は1の処分を受けた者が、その後、再度本規定に違反した場合には、法第17条第3項及び第25条第3項の規定に基づく当該貯蔵に係る火薬類が消費される消費場所の譲受及び譲渡許可並びに消費許可の取り消し 3 消費許可の期間が経過したのちに発見された場合には、火薬類対策推進地方会議において、厳しい処分を検討すること。
法16 3又は4	庫外貯蔵所の構造、設備のうち特に盗難防止に係る事項及び帳簿の記載違反（虚偽の記載又は帳簿を	1 法第11条第3項の規定に基づく当該庫外貯蔵所の基準適合命令 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、庫外貯蔵所の指示

			作成していなかった場合に 限る。)	の取り消し及び法第25条第3項の規定に基づ く当該庫外貯蔵所に貯蔵する火薬類を消費する 消費場所の消費許可の取り消し
規21	1	14	警鳴装置の点検、作動維持 義務違反	1 法第14条第2項の規定に基づく当該火薬庫 の基準適合命令（規則第16条第3号及び第4 号並びに第21条第1項第14号の違反につい ては、法第11条第3項の規定を適用）及び注 意書の交付
規24		3	火薬庫の構造違反	2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難さ れた場合には、法第45条第1号の規定に基づ く当該消費者の占有する火薬庫（庫外貯蔵所を 含む。）の一時使用停止命令（期間は7日程度） 及び厳重警告
		4	扉の基準違反	
		5	窓の基準違反	
		6	通気孔の金網、鉄棒違反	
		15	屋根の金網違反	
		16	警鳴装置の設置違反	
(第24条の2 から第27条ま でに規定する火 薬類について も、同様の内容 の規定)				3 1又は2の処分を受けた者が、その後、再度 同一規定の違反を行った場合若しくはいずれか の規定の違反を3つ以上行った場合には、法第 45条第1号の規定に基づく当該消費者の占有 する火薬庫（庫外貯蔵所を含む。）の一時使用 停止命令（期間は1ヶ月程度） （法第17条第3項及び第25条第3項の規 定に基づく当該貯蔵に係る火薬類が消費される 消費場所の譲受及び譲渡許可並びに消費許可も 取り消すこと。）
規51		12	火薬類取扱所又は火工所の 経由義務違反	1 注意書の交付
		13	規定場所以外の存置違反	2 3つ以上の規定の違反の場合又は1の処分を 受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行 った場合には、法第45条第2号の規定に基づ く当該消費場所の消費の一時禁止命令（期間は 7日程度）及び厳重警告
		14	残火薬類の返納違反	
		15	腕章等の識別措置違反	
		16	腕章等の識別措置をしてい る者以外の者の火薬類取扱 い違反	
規52	1		火薬類取扱所の設置違反	3 いずれかの規定の違反が原因となって盗難さ れた場合には、法第17条第3項及び第25条 第3項の規定に基づく当該消費場所に係る譲受 及び消費許可の取り消し
	3	2又4	火薬類取扱所の構造違反又 は見張違反	
		12	帳簿の記載違反（虚偽の記 載又は帳簿を作成していな かった場合に限る。）	
規52の2	1		火工所の設置義務違反	4 2の処分を受けた者が、その後、再度同一規 定の違反を行った場合には、法第17条第3項 及び第25条第3項の規定に基づく当該消費場 所に係る譲受及び消費許可の取り消し
	3		帳簿の記載違反（虚偽の記 載又は帳簿作成していな かった場合に限る。）	
	3	3	見張りの義務違反	
規53		2	発破の記載違反（虚偽の記 載又は帳簿を作成していな かった場合に限る。）	
		3	装てんが終了した場合の返 送違反	
法27	1		無許可廃棄違反	1 法第17条第3項及び第25条第3項の規定 に基づく当該消費場所に係る譲受及び消費許可 の取り消し
法29	3		保安教育の未実施違反（保 安教育計画を定めるべき者 として指定された者であつ て、実施しなかった場合に 限る。）	2 消費許可の期間の経過後である場合には、火 薬類対策推進地方会議において検討し、厳しい 処分を検討すること

法35の2 1	火薬庫の定期自主検査未実施違反（実施しなかった場合に限る。）	1 法第45条第1号及び第2号の規定に基づく当該火薬庫の一時使用停止命令（期間は7日以上30日以内）及び当該貯蔵に係る火薬類が消費される消費場所の消費の一時禁止命令（期間は7日以上30日以内）
---------	--------------------------------	--

（雑 則）

第3条 この基準の適用に当たっては、法の規定と齟齬を生じることのないよう留意するとともに、非適用者間に不均衡が生じないようにするものとする。

2 行政処分の実施に当たって、法及びこの基準に定めのない事項については、必要の都度これを定めるものとする。